

協議第15号

慣行の取扱いについて(協定項目16)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．町章、町民憲章、町の木・町の花等については、合併後新町において新たに制定する。
- 2．表彰制度については、合併後新町において調整する。
- 3．名誉町民については、合併後新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。
- 4．町民歌、音頭、宣言等については、合併後新町において調整する。

平成16年7月23日提出

上北町・東北町合併協議会
会長 竹内亮一

上北町・東北町合併協議会の調整内容

協議事項	16 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	1 町章、町民憲章、町の木・町の花等については、合併後新町において新たに制定する。 2 表彰制度については、合併後新町において調整する。 3 名誉町民については、合併後新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。 4 町民歌、音頭、宣言等については、合併後新町において調整する。	

項目	現 況		調整の具体的内容
	上北町	東北町	
町 章	 <p>「上北」の2文字を図案化したものであるが、小川原湖が高瀬川放水路によって太平洋と結ばれている姿であり、地の利と天の恵みを仰いで大空に両拳をかざし立つ、たくましき力は限りなき発展を表し、円は融和と平和を象徴している。</p>	昭和41年8月26日制定  <p>東北町の「と」を飛鳥形意匠に象化、町勢将来の発展と町民相互の信頼、融和、協力、団結を表現している。</p>	合併後新町において新たに制定する。
町民憲章	《上北町町民憲章》 昭和52年8月13日制定 わたくしたちは、先人の築いた町の歴史をたたえると共にその偉大な開拓精神をうけつぎ誇りと責任をもち将来に向かって躍進する上北町を、町民のみんなの力で更に努力をし活気ある健康で明るい豊かな郷土の発展をめざしてこの町民憲章を定めます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 わたくしたちは、うるおいのある家庭 やすらぎのある町をつくります。 2 わたくしたちは、健康で責任と自覚をもち 生きがいのある町をつくります。 3 わたくしたちは、調和ある産業の発展と 明るい希望のある町をつくります。 4 わたくしたちは、老人にやすらぎの場を子どもと青年に 豊かな未来の町をつくります。 5 わたくしたちは、自然のふれあいを大切にし みどり豊かな環境の町をつくります。 	《東北町民憲章》 昭和53年3月17日制定 私達は、祖先のたゆまない努力によって築かれた郷土を心から愛し、力を合せ、きれいな空、きよい水、あたたかい心のある町をつくるため、ここに町民憲章を定めます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 緑と花のまちをつくります。 1 明るい家庭をつくります。 1 健康な心と体をつくります。 1 礼儀正しく親切にします。 1 豊かで文化の高い町をつくります。 	

		現 況		調整の具体的内容
項目	上北町		東北町	
木・花・鳥・色	昭和52年8月13日 町の木 「銀杏」 町の花 「三色堇」		昭和53年3月17日制定 町の木 「甲地赤松」 町の花 「山つつじ」 町の鳥 「やまどり」 町の色 「緑」	合併後新町において新たに制定する。
表彰	<p>【目的】 町の政治・経済・文化・社会・その他各般にわたって町政の振興に寄与し、または町民の模範と認められる行為があったものを表彰し、もって町自治の振興を促進することを目的とする。</p> <p>【種類と内容】</p> <p>功勞表彰</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長として8年以上及び16年以上在籍したもの 町議会議員として9年以上及び17年以上在籍したもの 助役または収入役として10年以上在職したもの 公選（議会の選挙を含む。）及び任命について議会の同意を得て選任される各種委員として10年以上在職したもの 前号以外の町長が任命（選任または委嘱）する各種委員等で10年以上在職したもの 前各号のほか、多年にわたり町制の振興に寄与し、公共の福祉に貢献したもので、町長が特に認めたもの。 <p>善行表彰</p> <ol style="list-style-type: none"> 多年にわたり町の公益に関する事業に尽力し、または公務に協力し、その功績が顕著なもの 町の公益のため50万円以上の金品を寄附し、または奇特な行為のあったもの 自己の危難をかえりみず人命を救助したもの 非常災難に際し、特に功績があって町民の模範と認められるもの 発明・発見をなし、町の名誉を高揚したもの 前号に掲げるもののほか、町民の模範と認められもの 		合併後新町において調整する。	

		現 況		調整の具体的内容
項目	上北町	東北町	東北町	
名誉町民	<p>【目的】 広く社会の進歩及び文化の興隆に功績があった者に対し上北名誉町民の称号を贈り、その功績をたたえ、町民敬愛の対象として顕彰し、もって町民の社会文化の隆盛に対する意欲の高揚に資することを目的とする。</p> <p>【称号を贈る条件】 町民又は当町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、学術技芸その他広く社会文化の振興又は地方自治の進展に貢献し、その功績が特にすぐれ郷土の誇りとして町民から深く尊敬されている者に対しては、この条例の定めるところにより名誉町民の称号を贈る。</p> <p>森田重次郎氏</p>	<p>【目的】 公共の福祉の増進又は文化の興隆に功績があり、かつ、町民の尊敬を受ける者を顕彰し、その功績と荣誉をたたえることを目的とする。</p> <p>【称号を贈る条件（名誉町民）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．本町に30年以上住所を有したことがあるもので、町の行政、産業及び経済等の発展もしくは学術、技芸及び教育等の文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受ける者。 2．本町に引き続き10年以上住所を有したことがある者で、広く社会の発展若しくは文化の興隆その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶でありかつ、町民が郷土の誇りとして深く尊敬する者。 <p>浅葉知義氏</p> <p>【称号を贈る条件（特別名誉町民）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．本町に住所を有したことのない者で、名誉町民の条件1の住所に関する規定を除くほかは、名誉町民の規定の要件を有するもののうち、特別の理由がある者。 2．本町に引き続き住所を有し、又は住所を有したことのある者で、名誉町民の条件2に規定する住所を有する期間が不足するほかは、名誉町民の条件2の規定の要件を有するものうち、特別の理由のある者。 3．特別名誉町民の条件1の者が、名誉町民の条件1に規定する期間本町に住所を有することとなった場合、又は特別名誉町民の条件2の者が、名誉町民の条件2に規定する期間住所を有することとなった場合においては、これらの者を名誉町民とすることができる。 <p>該当者なし</p>	<p>合併後新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。</p>	

		現 況		調整の具体的内容
項目	上北町	東北町		
町民歌等	【上北町町民歌】 昭和33年9月1日制定 作詞 吉岡敬一郎 作曲 陸奥 明	【東北町民の歌】 昭和41年8月26日制定 作詞 乗田まさみ 作曲 陸奥 明		合併後新町において調整する。
音頭・小唄	【小川原湖音頭】 昭和33年9月1日制定 作詞 戸枝ひろし 作曲 陸奥 明 【上北町音頭】 昭和62年8月27日制定 作詞 小林祐子 作曲 石田 正	【東北町小唄】 昭和41年8月26日制定 作詞 滝内常晴 作曲 陸奥 明 【東北町音頭】 昭和53年11月1日 作詞 阿久津凍河 補作 長内義章 作曲 相馬光夫		
宣 言		【あいさつの町】 昭和60年3月20日議決		